

「会計参与の行動指針（確認一覧表）の改正の新旧対照表」

平成 19 年 5 月 25 日

会計参与の行動指針（平成 18 年 4 月 25 日公表）の確認一覧表を次のように改正する。

改正	平成 18 年 4 月 25 日版
<p>〔金銭債権〕( P 35 )</p> <p>1 - 2 ( 適正な価格 )</p> <p>取得価額と債権金額との差額が金利の調整と認められる場合は、<u>当該差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減して処理（償却原価法）した価額を付しているか。</u></p>	<p>〔金銭債権〕</p> <p>1 - 2 ( 適正な価格 )</p> <p>取得価額と債権金額との差額が金利の調整と認められる場合は、<u>重要性の乏しい場合を除き、決済期日までの期間にわたり、毎期一定の方法で取得価額に加減して処理（償却原価法）しているか。</u></p>
<p>〔繰延資産〕( P 38 ~ P 39 )</p> <p>7 - 1 ( 繰延資産の計上 )</p> <p>繰延資産として計上される費用は繰延資産の要件を満たしているか。</p> <p><u>なお、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は繰延資産に該当する。</u></p>	<p>〔繰延資産〕</p> <p>7 - 1 ( 繰延資産の計上 )</p> <p>繰延資産として計上される費用は繰延資産の要件を満たしているか、<u>社債発行差金及び税法固有の繰延資産については法人税法上償却限度額の規定があることに留意する。</u></p>
<p><u>7 - 2 ( 税法固有の繰延資産 )</u></p> <p><u>費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上しているか。</u></p>	<p>( 新設 )</p>
<p>7 - <u>3</u> ( 償却額・償却期間 )</p> <p>繰延資産は、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内（<u>創立費、開業費、開発費は 5 年内、株式交付費及び新株予約権発行費は 3 年内、社債発行費は償還期間</u>）内に相当の償却をしているか。</p> <p><u>なお、税法固有の繰延資産については法人税法上償却限度額の規定があることに留意する。</u></p>	<p>7 - 2 ( 償却額・償却期間 )</p> <p>繰延資産は、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に相当の償却をしているか。</p>

改正	平成 18 年 4 月 25 日版
<p>7 - <u>4</u> ( <u>研究開発費</u> )</p> <p><u>新製品の試験的製作又は新技術の研究等のために特別に支出した金額、新技術の採用のうち研究開発目的のために導入する技術、特許等に係る技術導入費及び特許権使用に関する頭金等については、その発生時に費用処理しているか。</u></p>	<p>7 - <u>3</u> ( <u>研究費・開発費</u> )</p> <p><u>研究費及び開発費のうち、新知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求並びに新製品等への研究成果その他の知識の具体化に係る費用は、その発生時に費用処理しているか。</u></p>
<p>7 - <u>5</u> ( <u>繰延資産の一時償却</u> )</p> <p>支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、一時に償却しているか。</p>	<p>7 - <u>4</u> ( <u>繰延資産の一時償却</u> )</p> <p>支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、一時に償却しているか。</p>
<p><b>〔金銭債務〕( P 39 )</b></p> <p>8 - 2 ( 社債 )</p> <p><u>払込金額が債務額と異なる社債は、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法(償却原価法)により算定された価額を付しているか。</u></p>	<p><b>〔金銭債務〕</b></p> <p>8 - 2 ( 社債 )</p> <p><u>払込金額が債務額と異なる社債は適正な価格を付すことができる。この場合、その差額に相当する金額を社債発行日から償還日にわたり償却原価法により処理しているか。</u></p>